

令和元年度 農林水産業版タウンミーティング（若手農業者対象）会議概要

日 時：令和2年1月23日（木）18:00～19:15

場 所：中央市民センター 3階 中会議室（1）

参加者数：9名

市側出席者：市長、農林水産部長、農林水産部次長、農業政策課長、あおもり産品支援課長、農業振興センター所長、農地林務課長、環境部環境政策課副参事

■主なご意見・ご要望等

○初期投資が必要な新規就農者に優先的に補助金を交付するなど手厚い支援をしてほしい。

⇒ 本市独自の支援として、就農初期段階の農地賃借料や農業経営に必要な資材の導入経費などに要する経費について上限15万円で3割を補助する「新規就農者定着化支援事業」を実施しているほか、地区の話合いなどにおいて、離農や規模縮小を予定している農家の農機具等の提供の情報が得られた際には、必要とされる農家の方々に情報提供している。

市としては、新規就農者の育成・定着化を図るため、今後も国の事業などを積極的に活用するとともに、若手農業者の方々のご意見や他都市の事例等を参考に、関係団体とも協議しながら、より効果的な支援策について、総合的に検討していく。

○生産者が取り組みやすくするため、有機JASの認証取得に対する助成を要望する。

⇒ 有機JAS認証取得に対する助成制度については、国で有機農産物などの輸出に向けて新規に認証を取得する農業者等に対し、認証取得や輸出向け商談等に必要な経費を支援する「有機JAS認証取得等支援事業」を実施している。

市としては、当該事業の活用を希望する農業者等に対し、申請書の作成等について支援するとともに、農家の方々に、有機農業等の環境に配慮した農業を知っていただくため、有機JAS制度の周知や、有機農業等に取り組む農業者団体等を支援する国の「環境保全型農業直接支払交付金」の周知に努めていく。

○生産者を対象とした鳥獣被害防止対策の基礎的なセミナー等を開催してほしい。また、捕獲のための狩猟免許取得への補助や防除対策としての電気柵等の設置への補助等があるか知りたい。

⇒ 鳥獣被害防止対策セミナー等については、被害にあった地区等に対して、鳥獣に対する知識や自衛手段等を認識していただくうえで有効と考えられることから、今後、開催に向けて県や関係機関と協議していきたい。

また、狩猟免許取得への助成については、国や県においても助成は行われていないが、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく「鳥獣被害対策協議会」を設立し、「鳥獣被害対策実施隊」を設置した場合には、隊員の狩猟税の軽減措置を受けることができる。

さらに、当該実施隊の設置により、電気柵等の設置への補助事業についても、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金制度」が活用できることから、今後、本市においては、「青森市鳥獣被害防止計画」の見直し（令和2年度中）に合わせて、まずは協議会設立に向けて県や関係機関等と協議していきたいと考えている。